

# これからの日本経済と 法人税改革



株式会社 経営共創基盤CEO 富山 和彦

## 1. はじめに

我が国の労働市場で今、かつてない、そして、恐らく人類史上初めての劇的なパラダイムシフトが起こっている。急激な少子高齢化に起因する生産労働人口の減少だ。生産労働人口の減少が先行する一方で、総需要は20年近いギャップ(平均寿命と退職年齢との差分)で後追的に減少するため、とりわけ、生産と同時にその場で消費される「コト」(運ぶコト、介護するコト、泊まるコト、便利であるコト等)を提供しているサービス産業の大半では、団塊の世代の一斉定年退職あたりを機に、慢性的・構造的な人手不足が生じている(図1・2)。

地方経済の現場で、売上高が前年比横這いかマイナスであるにもかかわらず、人手が猛烈に足りないという現象が見られるのは、このためだ。しかも、地方経済の方が中央よりも先に生産労働人口の減少が起こっているため、さらに事態は深刻だ。

翻って、このところの我が国の経済は、アベノミクスの第1の矢(金融緩和)、第2の矢(財政出動)という需要サイド政策が劇的な

効果を上げ、需給ギャップが急速に解消、グローバル経済圏で活動する製造業や富裕層相手のビジネスである百貨店や不動産、金融業の大企業を中心に、業績回復が急ピッチで進んでいる。

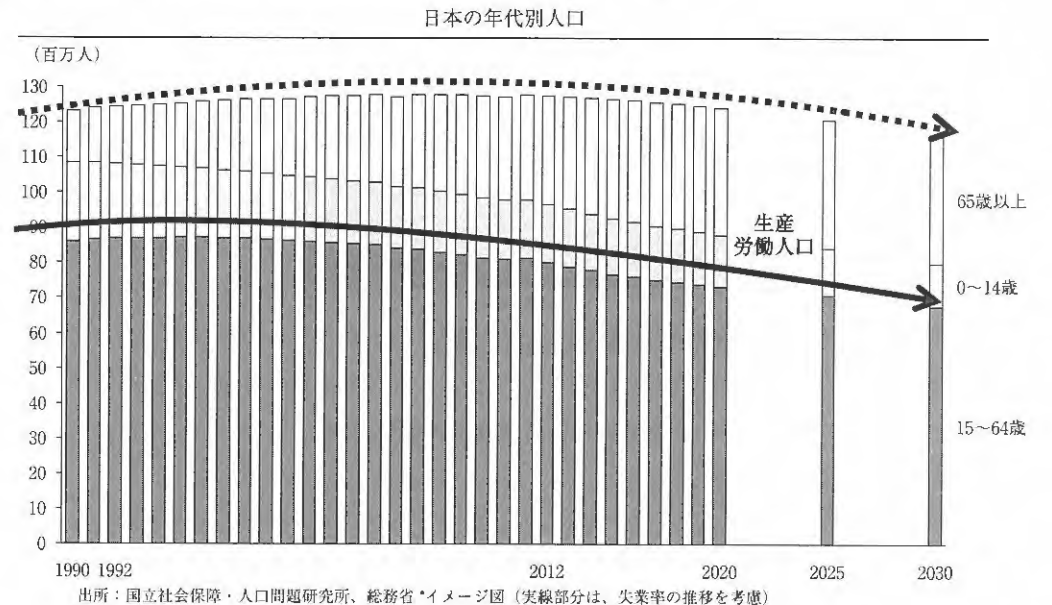
だが、実は、いまや日本経済の企業数・従業者数・付加価値額の大半を占めるのはサービス産業の企業である(図3~5)。こういった企業の大半は、世界で勝負するような製造業・IT産業のグローバル企業ではなく、国内各地域内の小さなマーケットで勝負するローカル企業が大半だ。

だからこそ、これからの日本経済の成長は、「ローカル経済圏の主役である地域密着型のサービス産業が、少子高齢化に起因する生産労働人口減少に伴う深刻な人手不足にいかに対応するか」がキーになる。これには、労働生産性の向上と、その相関変数である賃金の改善が寄与すると考える。労働生産性の押し上げ、賃金の上昇と雇用の安定化は、慢性的・構造的労働力不足に直面する日本経済全体の成長力の再生、賃金の再生、雇用の再生の最大の鍵なのだ。

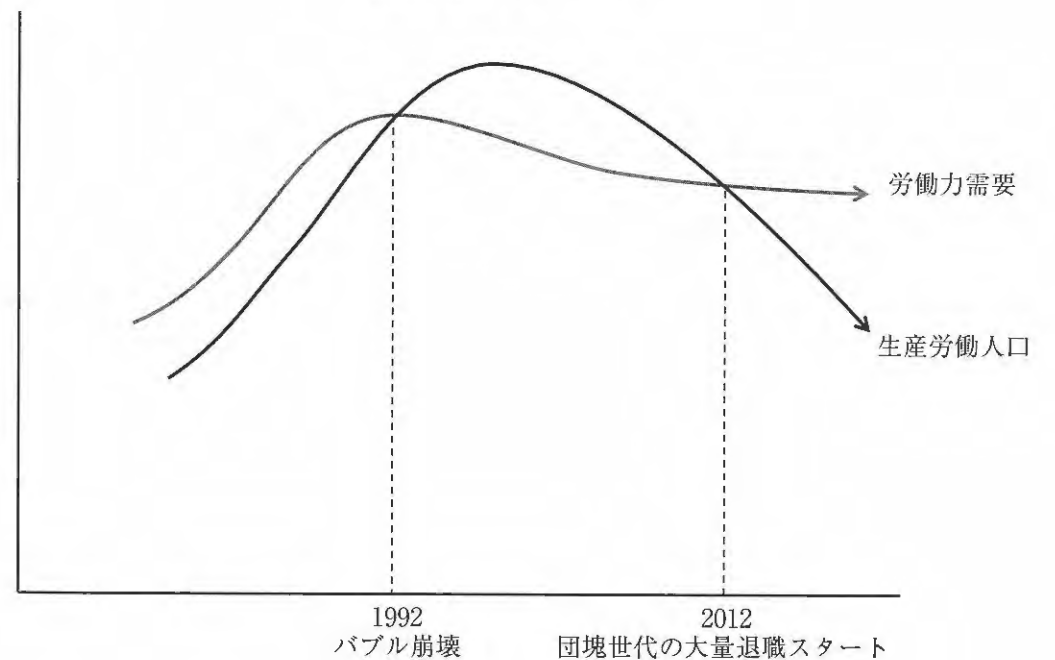
私自身は、長年、製造業・サービス業間わ

【図1】 「雇用過剰の時代」の終焉  
-日本の経済社会問題における巨大なパラダイムシフト-

◆ 最近の人手不足感は一過性ではなく、より慢性的、構造的なもの。

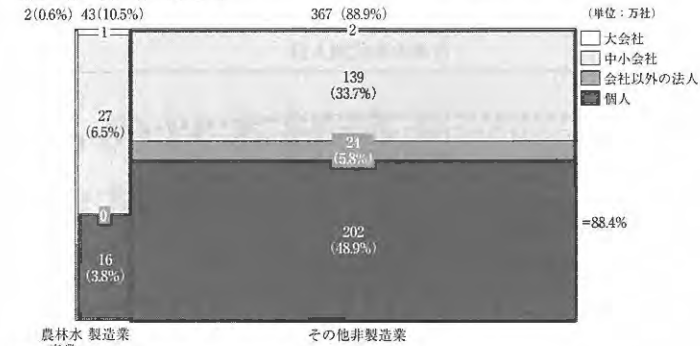


【図2】 労働需給の基本トレンドイメージ



【図3】 産業別・企業規模別の企業等数

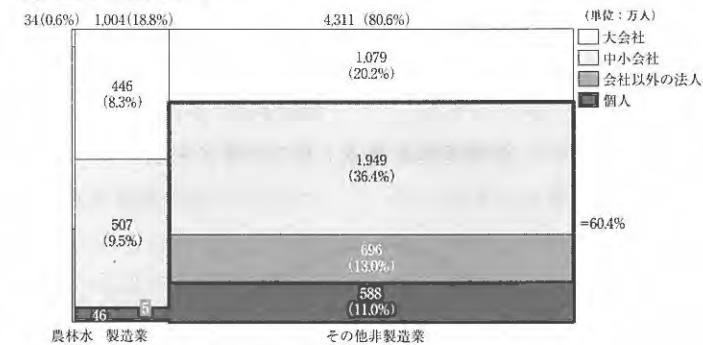
◆全体の9割近くを非製造業の中小規模事業者が占めている。また、製造業よりも非製造業の方が、中小規模事業者の占める割合が大きい。



出所：資料：総務省・経済産業省「平成24年経済センサス・活動調査」再編加工 (注) 大会社=資本金1億円以上、中小会社=資本金1億円未満および資本金不詳

【図4】 産業別・企業規模別の従業者数

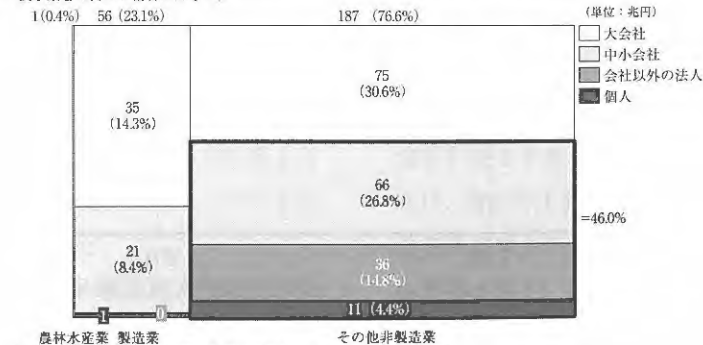
◆全体の約6割を非製造業の中小規模事業者が占めている。また、製造業よりも非製造業の方が、中小規模事業者の占める割合が大きい。



出所：資料：総務省・経済産業省「平成24年経済センサス・活動調査」再編加工 (注) 大会社=資本金1億円以上、中小会社=資本金1億円未満および資本金不詳

【図5】 産業別・企業規模別の付加価値額

◆全体の約半分を非製造業の中小規模事業者が占めている。また、製造業よりも非製造業の方が、中小規模事業者の占める割合が大きい。



出所：資料：総務省・経済産業省「平成24年経済センサス・活動調査」再編加工 (注) 1. 大会社=資本金1億円以上、中小会社=資本金1億円未満および資本金不詳 2. 付加価値額=売上高-(費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費))+給与総額+租税公課

ず多岐にわたる産業の、大中小様々な規模の企業経営に関わってきた。また、一昨年から、政府税制調査会の特別委員を務め、同法人課税ディスカッショングループにも参加してきた。

今年6月25日、同法人課税ディスカッショングループが法人税改革の提言「法人税の改革について」を正式決定した。日本経済の持続的成長を目的とした法人税改革案として、立地競争力の強化と財政再建の両立を改革の趣旨において考慮している点、および、産業と企業の新陳代謝を通じた生産性の向上と整合的な税体系を志向している点を高く評価している。

法人税改革、そして地方法人税改革も、他の成長戦略メニューとの組み合わせによって、立地競争力の向上、「新陳」と「代謝」の同時促進、労働・資本生産性の向上を促し、ひい

ては日本経済の持続的な成長と賃金の増加に資するはずだ。

前置きが長くなったが、本稿では、私の考える日本経済再生のシナリオ「GとLの世界」の戦略とその観点から見た法人税全体および地方法人税改革について、述べることにしたい。

2. 日本経済の現状 -異なる2つの経済圏-

グローバルメーカーから地域バス会社や零細な温泉旅館まで、様々な企業の経営に携わりその実態を経験してきた中で、我が国の経済は、グローバル経済圏とローカル経済圏という、経済性と産業特性が異なりながら緩い連関を持つ2つの世界から成り立っていると考えるようになった(表1)。

グローバル経済圏(Gの世界)では、電機・機械産業や医療機器製造・製薬業、情報・IT

【表1】 Gの世界とLの世界の相違点

- ◆ グローバル経済圏(G)とローカル経済圏(L)では、それぞれ異なる経済性、異なる産業特性を有するので、成長戦略の考察にあたり、その性質の違いから、2つに大別して考える。
◆ グローバル化のパラドクス(グローバル化が進むと、先進国ではより多くのGDP、雇用がLの経済圏に依存)の現実を直視した戦略体系を構築する。

Table with 2 columns: Gの世界(グローバル経済圏) and Lの世界(ローカル経済圏). Rows include Market, Products, Employment, Features, and Examples.

産業（ただし、非対面機能の商品・サービス）に代表される製造業が中心であり、その主要プレーヤーは大企業だ。ここではグローバル規模での完全競争が繰り広げられており、この世界で勝ち残る、生き残るためには、グローバルな規模の経済性、世界水準の差別化が必要になる。

また、モノ・情報といった原則、持ち運び可能なものが商品となっており、生産拠点の立地選択が必ずしも商品の消費地に依存しないため、拠点毎の目的に応じた最適な立地を選択可能になっている。だから、量産拠点は労働力・物価の相対的に安い新興国等へ、一方で本社機能や開発拠点、マザー工場等は本国に置いたままになる傾向にあるのだ。

このため、我が国におけるこの経済圏での雇用は、高度な技能を持つ高賃金の知識集約型人材の需要は残るものの、雇用総数としては長期的には漸減が見込まれる。

だからといって、軽視して良い訳では決していない。なぜなら、国際経常収支的には貿易収支または所得収支の稼ぎ手であり、トップレベルの競争力の実現・維持が必要だからだ。

一方のローカル経済圏（Lの世界）は、交通（鉄道、バス、タクシー）、物流、飲食、宿泊、対面小売、社会福祉サービス（医療、介護、保育等）など、非製造業が中心であり、企業規模としては、中堅・中小が多い。

提供している商品はサービス、すなわち、生産と同時にその場で消費される「コト」（運ぶコト、介護するコト、泊まるコト、便利であるコト等）である。このように、対面型、同時同場型の労働集約的な産業であるため、地域やそこで生活する顧客との密着度合いが経済効率を決める分散的な産業・競争構造に

なっており、不完全競争状態が生じやすい。例えば、宮城県のバス会社は、岩手県のバス会社と、あるいはタイのバス会社とは競争関係にはない。小売業も真の競争は同じ商圏内でしか生じない。それゆえに、市場による規律が働きにくく、顧客の商品選択の自由は制限されがちだ。

また、雇用の面からいえば、空洞化が起きにくく、むしろ長期的には増加が見込まれる領域だ。ただし、平均的な技能を持つ人材が求められ、賃金が上がりにくい側面もある。

先に述べたとおり、労働力不足は今後より一層深刻化することが予想されるため、労働生産性の向上は喫緊課題だ。さらに、経常収支的には赤字経済圏であり、それを少しでも減らすためにも、生産性向上が必要となる。

両経済圏は緩やかな相互依存関係にあるが、直接的な関連性を持っておらず、例えばグローバル経済圏の労働者が賃金上昇を、IT起業家が繁栄を謳歌する中でも、ローカル経済圏の労働者にはその恩恵が直接的・全面的には行き渡らない。従来想定されていたトリクルダウンは起きないのである。GとLの2つの経済圏を抱えながら前に進まざるを得ないこれからの時代においては、GにはGの、LにはLの特性に対応した政策体系、成長戦略を用意し、2つの世界の共存と各々の改善を志向すべきなのだ（表2）。

もちろん、法人税の議論もこれらと無関係ではいられない。本項で述べた経済政策体系の考え方を元に、以下、法人税の議論へと展開していきたい。

【表2】 成長戦略の挑戦課題

- ◆ 両経済圏は緩やかな相互依存関係だが、直接的な関連性を持っていない（トリクルダウンが起きない背景）。
- ◆ GとLの二つの世界を抱えながら前に進まざるを得ないこれからの時代は、重要なことはGかLかではなく、GにはGの、LにはLの特性に対応した政策体系、成長戦略を用意し、共存させることである。

	Gの世界（グローバル経済圏）	Lの世界（ローカル経済圏）
テーマ	ビジネスのオリンピックを勝ち抜く	「新陳」と「代謝」の同時促進
挑戦課題	① オリンピック水準の競技環境を整える ⇒ 世界水準の立地競争力と競争ルール（コーポレート・ガバナンスを含む）を整備 ⇒ 世界のトッププレーヤーたち（企業、個人）のアジアにおける活動拠点に  ② 大中小を問わず日本企業のオリンピックメダリストを増やす ⇒ 株価、貿易収支、所得収支で国富を増大	✓ 今こそ穏やかな退出・集約化政策とスマート・レギュレーションで、地域経済における生産性と安定雇用と賃金の同時上昇を達成する

### 3. 法人税改革の意義

法人税改革の話題では大抵、法人実効税率の引き下げが大きく報じられる。2. で述べたように、グローバル市場で競争する製造業・IT産業などにおいては、消費地域に拘束されることがなく、生産拠点の最適立地を選択することができる。その中で、確かに、法人税実効税率の引き下げは「日本立地が長期的観点からも優位性がある」という分かりやすいシグナルであり、他の強力な成長戦略メニューと合わせることで立地競争力の向上に確実に貢献し、知識集約度の高い本社、R&D部門、マザー工場や高付加価値・先端工場を日本に引き止める・誘致することに一定の効果があると思われる。

一方、租税体系は市場競争を歪めるものであってはならない。特定のタイプの産業・企業を保護する租税体系は、市場競争を歪める

こととなるため、望ましくない。それに、経済成長の原動力であるイノベーションの基本特性はその予測不可能性であり、既存の産業的枠組みを前提に税制上の傾斜を設定することの有効性は乏しい。産業立地競争力という観点から競合国とのイコールフットイングには配慮しつつ、租税原則のとおり、公平・中立・簡素な租税体系を目指すべきである。

さらに、税率引き下げと同時に、課税ベースの拡大、すなわち、延命型の各種優遇措置や支援政策の廃止（あるいは新陳代謝促進型への見直し）、応益課税・外形標準の拡大等を行うことで、「生産性・収益力」に対して中立的な税体系を目指し、産業の新陳代謝や生産性の向上の実現につなげるべきである。こうした施策は、法人実効税率引き下げ分に対する代替財源の一部を賄うと同時に、中長期的には、法人税収の安定化をもたらす効果も期待できる。

加えて、財政健全化への道筋を確実なものにすることは、持続的・安定的な経済成長のそもそもの大前提である。政府税調の提言でも、改革の趣旨の中で「財政再建との両立」に言及し、「法人税改革は、必ずしも単年度での税制中立である必要はない。また、法人税の枠内でのみ税制中立を図るのではなく、他の税目についても見直しが必要である。しかし、恒久減税である以上、恒久財源を用意することは鉄則である」旨を宣言している。

なお、企業活動の活性化のためには、もっぱら景況改善による法人税収の増加分を財源にあて、ネット減税にすべきという議論がある。しかし、経済成長が労働力等の供給制約に規定される基調になり、しかも超緩和的な金融政策下で企業も巨額の手元現預金を保有している状況においては、持続的な成長のためにネット減税（＝需要刺激的な所得還付型減税）に拘る意味は乏しいことを付言しておく。

#### 4. 地方法人課税に対する基本的な考え方

ローカル経済圏に対する課税の大きな要素である地方法人課税については、どのように考えればよいか。

大方針としては、生産性が高い事業者に負担が遍在することのないよう、応能課税・所得割から、行政サービスの費用を広く分担する応益課税・外形標準へ、移行すべきである。また、課税基準は、収益力の向上に向けた経営者の合理的な意思決定を歪めるものでなく、かつ、経済の活性化・新陳代謝の促進と整合的であるべきである。

持続的成長との関係で政策合理性が乏しくなっている租特や優遇税制の存在と並び、税

務上の赤字法人が長年にわたって全法人の7割近くを占めている点（裏返して言えば、一部の優良企業に税負担が偏り、かつ法人税収の不安定化要因にもなっている点）は、法人課税を考える上で重要な課題である。この点への対応として、課税ベースを広げること、法人税体系がゾンビ的な赤字法人の温存に加担しないことが重要になる。

社会的活動体としての企業の実在化が甚だしい現代社会の実態において、法人課税の根拠として応益課税は合理性も相当性も高い。営利法人たる企業は、市場競争を自らの力で生き残り、適正な賃金を払い、なおかつ利益を上げると同時に相応の応益分の税金を支払うことがその本分である。かかる本分を有する企業に対する課税体系は、生産性や収益力に対して極力、中立的であるべきで、そこに社会政策的な要素を持ち込むことは、産業や企業の新陳代謝を妨げる点で本来的に適當ではない。

法人住民税・法人事業税の税率の引き上げや、課税対象法人の拡大を通じた税収増により、赤字に転落する事業者が一定程度あったとしても、かかる状況を救済できるような、すなわち、結果として従来とは変わらないような、税制上のテクニカルな措置を行うべきではない。例えば、税率・税額の算定に当たっては、平均的な企業の収益レベルをもって支払える税率・税額にするべきであり、収益レベルの低い企業を基準とするべきではない。収益レベルの低い事業者の救済措置としては、移行期に一定の猶予期間・段階的措置を設け、その間に体質改善を促すことで十分であり、それでも生き残れない企業には、別途、穏やかな転廃業を促進する政策的な手当をすべき

で、雇用維持政策は企業に対する課税で行うのではなく、個人に対する社会保障的な支援で行うべきである。

法人課税を含む対企業政策、特に中小企業政策に雇用維持を軸とする社会政策を含意させることは、90年代初頭のバブル崩壊以来の雇用の過剰時代においては重要な意味があった。私自身、不良債権処理と企業再生の最前線で、この時代（債務と設備と雇用の「三つの過剰」に我が国の産業と金融が苦しんだ時代）を戦った者として、そのことを誰よりも分かっている一人である。

しかし繰り返しになるが、一昨年あたりからの団塊世代の大量退職と同時に、生産労働人口に対する高齢者人口比率が急増傾向にある中で、供給減・需要増による我が国の労働力不足は、中小企業が大半を占めるサービス産業を中心に構造的・慢性的かつ全国的に深刻化している。かかる構造的な大変化の中で、労働力不足を補うために、これからの雇用政策上重要なことは、雇用をより生産性の高い優良企業体（＝より安定的で高賃金の雇用を提供できる企業）に移動・集約させることと、それがスムーズに行われるように、企業ではなく個人に対して、より厚い社会保障的な支援（失業保険、職業訓練、転職支援）を行うことである。

#### 5. 地方法人課税各論

以下では、4. で述べた地方法人税の在り方を元に、その細目についてコメントしていく。

##### (1) 法人事業税について

① 所得割は廃止すべきである。

所得のない（＝赤字）事業者は、所得割分を支払わなくてよいため、利益法人の相対的な負担増、赤字法人の温存に寄与している。また、現在の制度では、所得がある場合も所得の増加に合わせて段階的に税率が上がるようになっており、生産性の高い事業者ほど負担が重くなる傾向を助長してしまっている。

② 資本割は緊急措置的に拡大、税率を引き上げ、対象を資本金1億円以下の法人にも拡大すべきである。

行政サービスの費用をその地域で事業を行っている事業者全てで広く分担する趣旨に合致する方式である一方で、この趣旨は資本金1億円以下の法人にも等しく当てはまるはずであり、これらの法人も資本割の課税対象とすべきである。

ただし、近年、資本金の多少は必ずしも実際のビジネス規模の大小を反映するものではなく、ようになってきており、応益性の観点からは、資本割による課税は将来的には廃止を検討すべきである。

政府税調の提言でも、「事業活動規模をより適切に反映し、税の簡素化を図る観点から、資本割を付加価値割に振り替えること」との方針を示している。

③ 付加価値割は税率を引き上げ、対象を資本金1億円以下の法人にも拡大すべきである。

収益配分額（報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料）と単年度損益から成る付加価値額を基準として、一律の税率をかける付加価値割は、行政サービスの費用をその応益分に応じてその地域で事業を行っている事業者全てで広く分担する趣旨に最も合致する。

また、資本割同様、上記の趣旨は資本金1

億円以下の法人にも当てはまるはずであり、これらの法人も付加価値割の課税対象とすべきである。

政府税調の提言でも、「現在の付加価値割の比重を高め、法人所得に対する税負担を軽減していくこと」、「地方税の趣旨に沿って、資本金1億円以下の法人についても付加価値割を導入すること」との方針を示している。

## (2) 法人住民税について

### ① 法人税割は廃止すべきである。

法人税額を課税標準とする法人税割は、言わば形を変えた所得割であり、法人事業税の所得割同様、利益法人の相対的な負担増、赤字法人の温存に寄与している。

### ② 均等割は緊急措置的に拡大、全体として税額を引き上げるべきであり、加えて簡素化・負担平準化の観点から、税率の基準を見直すべきである。

行政サービスの費用をその地域で事業を行っている事業者全てで広く分担する趣旨に合致する課税方法である。

他方で、現在の税率の基準となっている資本金等の額や従業員数は、応益課税の観点からはその公平さを是正する余地があると思われる。現在の税率の基準を見直し、より応益性の高い基準を検討すべきである。

## (3) 事業所税について

○ 見直し、あるいは、他の税目との統合を検討すべきである。

事業所税は、人口30万人以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、都市の行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して、事

業所等において事業を行う者に対し、資産割（事業所床面積）、従業者割（従業者給与総額）で課する目的税であるが、約40年前に導入された当時から社会・経済状況が変化してきており、他の税目との関係も踏まえて、見直しを検討すべきである。

## (4) 関連するその他の論点について

○ 固定資産課税は拡大を検討すべきである。

個人・法人に、所有資産や消費額に応じて、外形標準・応益的に課税する税であり、行政サービスの費用を広く負担する観点から、拡大を検討すべきである。

○ 法人事業税の損金算入は止めるべきである。地方課税分の多少により、国税の課税ベースが変動することは避けるべきである。実質的に地方税を国税に優先させていることになる。

○ 「負の法人税」となっている補助金や、租特、優遇税制等は、廃止すべきである。低生産性の企業に対する延命につながるような措置は、結果として法人税収を不安定化するとともに、産業と企業の新陳代謝を妨げる一因となっている可能性がある。中長期的な生産性と賃金の向上、良質な雇用の創出に向けて、延命型の各種優遇措置や支援政策を新陳代謝促進型に見直すべきである。

なお、繰り返しになるが、応益負担・外形標準強化、「広く薄く」負担を求める改革」という趣旨に鑑みれば、中小法人への配慮は原則行うべきではない。

他方、ベンチャービジネスの発展は、産業・企業の新陳代謝の促進の観点から見ても重要

であり、応益負担・外形標準強化の流れの中でも、設立年数の浅い創業期の企業に対しては、課税免除や軽減税率適応といった優遇策を講じる合理性がある。よって、法人事業税における付加価値割の拡大・対象法人の拡大に際して、創業企業への配慮を検討することは望ましい。

## 6. おわりに

生産年齢人口の先行減少による急激な人手不足の深化、その先に待つであろう、人口減少自体による国としての市場の縮小、それでも将来世代によりよい、より豊かな社会を受け継いでいくために、官民間わず大胆な変革に挑んでいくべき時代にある。

法人税改革の大目標は、国民生活の豊かさ、すなわち、国民一人あたりの所得水準を維持・向上させていくために、また、財政再建のための課税ベースを確保するために、中長期にわたる持続的な経済成長を促す成長戦略に対して統合的な税制を作ることである。

もちろん、現在の政府財政の状況を考えると、無駄・不適正な政府支出があるのであれば、国であれ地方であれ、これを抑制する努力を行うべきは言うまでもない。しかし、企業や経営者にも、顧客と社会に認められ、雇用を生み、かつ利益を上げて納税する責任がある。減税の恩恵だけでなく、そのために必要な痛みは経済界としても受け入れ、社会的存在としての責任を積極的に果たすべく、努力すべきではないだろうか。

